

「第4期愛知県高齢者保健福祉計画（案）」に対する意見の概要と県の考え方

【総論 第1章 第4期愛知県高齢者保健福祉計画の基本的な考え方】

| 番号 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | <p>高齢者が地域社会の担い手になって、支えられる側から支える側になるよう、早くから健康づくりをするなど社会の仕組みを変えていく必要があると思います。</p> <p>そして、高齢者が元気で働き、社会に貢献をし、楽しみながら自己実現ができ、「長生きして良かった」と言える社会を実現していくことが重要であると考えています。</p> | <p>高齢者の誰もが、住み慣れた家庭や地域において、人としての尊厳をもって生き生きとした生活をしていくことが求められています。</p> <p>計画の基本理念として「高齢者の自立と自己実現を支える保健福祉」を掲げ、その実現に向け、「高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせる社会の実現」という基本的方向を定め、施策を展開しております。</p> <p>また、計画の中には、「高齢者の雇用・生きがい対策の推進」の項目を設けており、「働く機</p> |
| 2 | <p>高齢化が進んでいるので、高齢者が役割と生きがいを持つ社会にしてほしい。</p> <p>例えば、子供を預かったり、公園の管理や清掃などをするなどして、健康に暮らしてほしい。</p> | <p>会の確保」、「社会参加の促進」などを進めていきます。</p> <p>（計画総論4ページ、各論107ページ以降に記載）</p> |

【各論 第1章 社会で支える介護（介護保険制度の円滑な運営）】

| 番号 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|---|---|
| 3 | <p>認知症サポーターの養成を急いでほしい。また、認知症のグループホームの定員を増やしてほしい。市町村の取り組みやPRが不十分である。</p> | <p>本県では、平成21年度までに認知症高齢者2人に対して1人の割合で認知症サポーターを養成することを目標とし、市町村等と協働して養成に取り組み、平成20年12月10日現在、32,341名養成しました。さらに、平成23年度までの目標として、当面60,000人を掲げ、積極的に養成していくこととしております。</p> <p>認知症のグループホームを始め、地域密着型の施設については、地域の実情に応じ、市町村が整備計画を立て、整備を進めていくことになっております。なお、認知症のグループホームについては、平成20年度の利用見込み量の目標4,917人に対し、実績は5,146人と目標を達成しており、今回の計画でも、平成23年度の見込み量は、6,697名となっております。</p> <p>今後とも、県として、認知症サポーターやグループホームだけでなく、その他の認知症対策や介護予防についても、市町村の取り組みを積極的に支援していくこととしております。</p> <p>（計画各論42ページ、44ページ、83ページ以降に記載）</p> |

【各論 第4章 高齢者の自立を支える福祉環境の整備】

| 番号 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|--------------------------------------|------------------------------------|
| 4 | 介護支援専門員（ケアマネジャー） 介護支援専門員（ケアマネジャー） | 御指摘のとおり修正します。 （計画各論 125 ページに記載） |

【各論 第5章 高齢者が安心して利用できるサービス提供システムの構築】

| 番号 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|--|---|
| 5 | 平成21年4月の介護報酬改定で、報酬が上がっても、介護従事者の給与や待遇が良くなる保障はないのに、どのように、介護従事者を増やすのか説明してほしい。 また、学生が福祉や介護への就職を希望するとは思えない状況である。 | 今後、介護人材の確保のため、給与や待遇の改善だけではなく、介護福祉士等養成施設に配置する専門員が、中学校、高等学校を訪問し、福祉・介護の仕事の魅力を伝えることにより、イメージアップを図るとともに、「介護福祉士等の潜在的有資格者に対する就職支援の研修の実施」、「介護福祉士等修学資金貸付金の充実」、「県福祉人材センターによる小規模事業所の求人活動や研修への支援」、「福祉の就職総合フェアの拡充」など、様々な施策を実施していきます。 （計画各論 142 ページ以降に記載） |

【各論 第6章 地域ケアの推進】

| 番号 | 意見の概要 | 県の考え方 |
|----|---|---|
| 6 | 現在、療養病床から介護老人保健施設へ転換した実績はないとのことですが、今後、平成23年度の介護療養型医療施設の廃止までに、転換が進む見込みはあるのか。 また、最終的に利用者が困らないようにしてほしい。 | 療養病床の再編成を円滑に進めるため、国において様々な転換支援措置が講じられていますが、平成21年度に介護報酬の改定が予定されていたため、療養病床を有する医療機関については、転換後の経営の見通しが不透明であるなどを理由に動向を見極めている状況でした。 現在、療養病床から転換した介護老人保健施設等に対する報酬の内容も示されたため、今後、転換が進んでいくと思われます。 なお、療養病床については、病床を閉鎖するのではなく、円滑に介護療養型老人保健施設等へ転換し、利用者が困ることがないように進めることになっています。 （計画各論 147 ページ以降に記載） |